

参考資料 1-1

休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日 時間単位年休 (有・無) 2 代替休暇 (有・無) 3 その他の休暇 有給 () 無給 () ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
賃 金	1 基本賃金 イ 月給 (円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円) ニ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ (手当 円 /計算方法:) ロ (手当 円 /計算方法:) ハ (手当 円 /計算方法:) ニ (手当 円 /計算方法:) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内 () % 月60時間超 () % 所定超 () % ロ 休日 法定休日 () %、法定外休日 () % ハ 深夜 () % 4 賃金締切日 () -毎月 日、() -毎月 日 5 賃金支払日 () -毎月 日、() -毎月 日 6 賃金の支払方法 () 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無, 有 ()) 8 昇給 (有(時期、金額等), 無) 9 賞与 (有(時期、金額等), 無) 10 退職金 (有(時期、金額等), 無)
退職に関する 事項	1 定年制 (有 (歳), 無) 2 継続雇用制度 (有 (歳まで), 無) 3 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
その他	・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有, 無) ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 担当者職氏名 (連絡先) ・その他 ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始するもの)の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。
以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法 ()	

※労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

〔施設介護系職員用〕 労働条件通知書

(フルタイム)

(労働者名) 殿		年 月 日
事業場名称・所在地 使用者職氏名		㊞
契 約 期 間	期間の定めなし、 ただし、試用期間 を○か月とする。	期間の定めあり (年 月 日～ 年 月 日)
就業の場所	(就業の場所を記載する。) (雇入れ直後) (変更の範囲)	
従事すべき 業務の内容	(従事すべき業務を記載する。) (雇入れ直後) (変更の範囲)	
始業、終業 の時刻、休 憩時間、就 業時転換、 所定時間外 労働の有無 に関する事 項	1 始業 (時 分) 終業 (時 分) 休憩 (分) 2 交替勤務制 早番 始業 (時 分)、終業 (時 分)、休憩 (分) 日勤 始業 (時 分)、終業 (時 分)、休憩 (分) 夜勤 始業 (時 分)、終業 (時 分)、休憩 (分) 3 スケジュール変更 交替制勤務者のスケジュールは、毎月末日までに翌月分を通知するが、就業規則の定めに従って変 更することがある。 4 業務上の必要により将来職務又は配属等に応じて変形労働時間制、フレックスタイム制、事業場 外みなし労働制、裁量労働制を適用することがある。(就業規則第○章 勤務時間 の定めるところによる) 5 所定時間外労働 有・無 法定時間外労働 有 (1 日 時間、1 か月 時間、1 年 時間) ・無 特別条項による延長制 有・無 その場合の協定割増賃金 (%)	
休 日	就業規則第○条～第○条の休日の定め。(所定休日労働 有・無) (法定休日労働 有・無) その他就業規則第○条「勤務時間表の明示」等の定めによる。 上記に従い毎月末日までに翌月のスケジュールを文書で明示する。休日振替を行うことがある。	
休 暇	年次有給休暇、その他の休暇については就業規則第○条「休暇」の定めによる。	
賃 金	基本給月額 円、年齢給月額 円 職務給月額 円 (級 号)、その他の手当等は賃金規則の定めによる。 賃金の支払、計算方法、控除、昇給、賞与については賃金規則の定めにより、退職金については退職 金規則の定めによる。	
退職に関す る事項	定年○歳。ただし、○歳までの1年毎の再雇用制等あり。 退職、解雇については、就業規則第○章人事、第○章退職、第○章解雇、第○章懲戒の定めによる。	
そ の 他	労働社会保険については、就業規則第○章福利厚生の定めによる。 その他の事項については、就業規則の定めるところによる。	
労働者承諾	上記の勤務条件のとおり承諾いたしました。 年 月 日 (労働者氏名) ㊞	

以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法 ()

Memo

介護事業所の皆様へ

お悩み・相談ごとで
お困りではありませんか？

専門家による 無料相談の案内

雇用管理コンサルタント、ヘルスカウンセラー、介護人材育成コンサルタント
が介護事業所の雇用管理改善・健康管理・人材育成（教育・研修）等の
各種相談を無料で実施いたします。※相談時間等には制約がございます。

●雇用管理改善

【雇用管理など】

- ・就業規則を作成、見直しをしたい…
- ・処遇改善加算の新加算への対応は？
- ・年次有給休暇取得の義務化への対応は？
- ・職員の賃金制度を整備したい
- ・モチベーションがアップする人事制度とは？
- ・ICT 導入や運用について相談したい

【健康管理など】

- ・メンタル不調者への対応方法は？
- ・ストレスチェック制度を導入したい
- ・人間関係が上手くいかない…

●助成金活用

- ・雇用管理改善に使える助成金は？
- ・人材育成に使える助成金は？
- ・介護事業所が使いやすい助成金は？
- ・書類の作成方法がわからない…

●人材育成（能力開発）

【研修・計画など】

- ・職員の年間研修計画の立て方
- ・リーダー職員の育成方法は？
- ・キャリアパスの構築をしたい
- ・階層別研修ってどんな内容？

当センターの専門家（コンサルタント）とは？

▶当センターの委嘱を受けた、介護分野の雇用管理や人材育成に詳しい専門家（社会保険労務士、中小企業診断士、キャリアコンサルタント、人事・教育担当者）です。また、健康管理の専門家ヘルスカウンセラー（保健師等）が相談をお受けします。

▼ お問合せ先 ▼

上記内容に関する相談がある場合は
右の各支部へご連絡してください！！



公益財団法人 介護労働安定センター

公益財団法人 介護労働安定センター 支部の一覧

都道府県名	電話番号	FAX番号
北海道支部	011-219-3157	011-219-3158
青森支部	017-777-4331	017-777-4335
岩手支部	019-652-9036	019-652-9037
宮城支部	022-291-9301	022-291-9302
秋田支部	018-853-5177	018-853-5178
山形支部	023-634-9301	023-634-9300
福島支部	024-523-1871	024-523-1876
茨城支部	029-227-1215	029-227-1216
栃木支部	028-643-6445	028-643-6448
群馬支部	027-235-3013	027-235-3014
埼玉支部	048-813-2551	048-813-2552
千葉支部	043-202-1717	043-202-1833
東京支部	03-5972-1410	03-5972-1418
神奈川支部	045-212-0015	045-212-0016
新潟支部	025-247-1963	025-247-1964
富山支部	076-444-0481	076-444-0425
石川支部	076-260-1561	076-260-1562
福井支部	0776-25-1365	0776-25-4706
山梨支部	055-255-6355	055-255-6356
長野支部	026-232-0898	026-232-0906
岐阜支部	058-264-6846	058-264-6848
静岡支部	054-252-0222	054-252-0122
愛知支部	052-565-9271	052-565-9272
三重支部	059-225-5623	059-225-5633
滋賀支部	077-527-2029	077-527-2039
京都支部	075-802-3237	075-822-3238
大阪支部	06-4791-4165	06-4791-4166
兵庫支部	078-242-5321	078-242-5322
奈良支部	0742-35-2701	0742-35-2707
和歌山支部	073-436-9160	073-436-9170
鳥取支部	0857-21-6571	0857-21-6572
島根支部	0852-25-8302	0852-25-8303
岡山支部	086-221-4565	086-221-4572
広島支部	082-222-3063	082-222-3703
山口支部	083-920-0926	083-920-0930
徳島支部	088-655-0471	088-655-0463
香川支部	087-826-3907	087-826-3908
愛媛支部	089-921-1461	089-921-1477
高知支部	088-871-6234	088-871-6248
福岡支部	092-414-8221	092-414-8222
佐賀支部	0952-28-0326	0952-28-0328
長崎支部	095-828-6549	095-828-6589
熊本支部	096-351-3726	096-351-3756
大分支部	097-538-1481	097-538-1486
宮崎支部	0985-31-0261	0985-31-0335
鹿児島支部	099-255-6360	099-255-6361
沖縄支部	098-869-5617	098-869-5618